

## 嘱託警察犬運用要綱の制定について（例規通達）

民間飼育の優秀な嘱託警察犬を使役して行う犯罪捜査等の警察活動については、従来「嘱託警察犬の取扱要綱の制定とその運用について」（昭和36年4月7日付け富鑑第491号）により運用してきたところであるが、この度、嘱託警察犬制度の効果的な運用を図るため、別添のとおり「嘱託警察犬運用要綱」を制定し、昭和62年6月1日から実施することとしたから、その運用に誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

別添

### 嘱託警察犬運用要綱

#### 第1 目的

この要綱は、富山県警察における警察犬の嘱託及び運用について必要な事項を定め、もって犯罪捜査その他の警察活動（以下「犯罪捜査等」という。）に寄与することを目的とする。

#### 第2 嘱託警察犬運用責任者

##### 1 設置

警察犬の嘱託及び嘱託警察犬の運用に関する事務を処理するため、警察本部に嘱託警察犬運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置き、刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）をもって充てる。

##### 2 任務

運用責任者は、警察犬の嘱託及び嘱託警察犬の効果的な運用についてその責めに任ずる。

#### 第3 嘱託警察犬審査委員会

##### 1 設置

警察犬の嘱託の審査を適正に行うため、警察本部に富山県警察嘱託警察犬審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

##### 2 構成

(1) 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

(2) 委員長は、警察本部長（以下「本部長」という。）、副委員長は刑事部長、委員は刑事部首席参事官、刑事部捜査第一課長、鑑識課長及び警備部警備課長をもって充てる。

(3) 委員長は、必要があると認めるときは、警察犬について知識経験を有する者を委員に委嘱することができる。

##### 3 審査の方法等

(1) 委員会は、毎年1回警察犬の嘱託に必要な審査を実施する。

(2) 審査の内容は、犯罪捜査等に必要な足跡追及、服従、捜索救助及び爆発物捜索の科目のうち委員会の指定する科目による実地審査並びに実地審査に合格した犬及びその指導者の犯罪捜査等の出動体制等の適否についての審査とする。

##### 4 庶務

委員会の庶務は、刑事部鑑識課（以下「鑑識課」という。）において行う。

## 第4 警察犬等の嘱託、嘱託の取消し等

### 1 嘱託

本部長は、審査に合格した犬の所有者に対しては、警察犬嘱託書（様式第1号）を、その指導者に対しては、警察犬指導者嘱託書（様式第2号）及び警察犬指導者ベスト（様式第3号）をそれぞれ交付し、警察犬及び警察犬指導者として嘱託する。

### 2 嘱託期間

警察犬及び警察犬指導者の嘱託期間は、嘱託の日から1年とする。ただし、本部長が必要と認めたときは、この限りではない。

### 3 嘱託の取消し

本部長は、次のいずれかに該当する事由が生じたときは、嘱託期間の満了前であっても嘱託を取り消すことができる。

- (1) 嘱託警察犬の所有者又は警察犬指導者が嘱託を辞退したとき。
- (2) 嘱託警察犬の所有者が変わったとき。
- (3) 嘱託警察犬が死亡したとき。
- (4) その他嘱託をしておくことが適当でないとき。

### 4 嘱託書等の返納

本部長は、嘱託期間が満了したときは警察犬指導者ベスト、嘱託期間の満了前に嘱託を取り消したときは、警察犬指導者ベストのほか警察犬嘱託書及び警察犬指導者嘱託書について、それぞれ返納を求めるものとする。

## 第5 嘱託警察犬の出動

(省略)

## 第6 活用上の留意事項

嘱託警察犬を活用する者は、次の事項に留意しなければならない。

### 1 迅速な要請

警察犬の嗅覚作業は、事件又は事案の発生後の期間が短いほど効果があるので、迅速に出動の要請を行うこと。

### 2 事前の打合せ

警察犬を活動させるときは、事前にその指導者と十分に打合せを行うこと。

### 3 活動中

警察犬の活動中は、その指導者とともに同行し、次の措置をとること。

- (1) 多数の人が警察犬の周囲を取り巻いたり、騒いだりすることにより警察犬の作業意欲を減退させることのないようにすること。
- (2) 関係者等の自動車等は、なるべく現場から離れた地点にエンジンを止めて停車させ、排気ガス等によって警察犬の活動に影響を及ぼすことのないようにすること。
- (3) 警察犬が人の居住し、又は管理する家屋等に進行しようとしたときは、事前にその居住者又は管理人の承諾を得る等の適切な措置をとること。
- (4) 警察犬の使用により、遺留品その他の証拠物件等を発見したときは、立会人による確認、写真撮影等の適切な立証措置を講ずること。
- (5) 警察犬が他人に危害を加え、又は他から危害を受けることのないようにすること。

## 第7 結果報告

警察署長等は、嘱託警察犬を犯罪捜査等に出動させたときは、嘱託警察犬出動結果報告書（様式第4号）により、運用責任者を経て本部長にその結果を報告しなければならない。

第8 謝金等

（省略）

第9 表彰

本部長は、嘱託警察犬が犯罪捜査等の活動に特に功績があったと認めるときは、警察犬指導者及び嘱託警察犬の所有者に対し、富山県警察の表彰に関する訓令（平成元年富山県警察本部訓令第1号）に定めるところにより表彰を行う。

第10 犬籍カード等の備付け

運用責任者は、犬籍カード（様式第5号）及び嘱託警察犬指導者名簿（様式第6号）を備え付け、嘱託の状況を明らかにしておくものとする。

※ 別表以下省略